

原子力発第14260号
平成27年 2月27日

愛媛県知事
中村時広殿

四国電力株式会社
取締役社長 千葉昭

保安規程の変更に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

記

1. 変更の概要

伊方発電所の組織整備（平成27年3月1日）に伴う保安に関する組織及び業務分掌の変更ならびに法律の施行（独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律）に伴う変更を実施する。

2. 施行期日

平成27年 3月 1日

以 上

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表

改定前	改定後	備考
<p data-bbox="418 548 1012 611">保 安 規 程</p> <p data-bbox="276 674 1136 737">〔 電気事業用電気工作物（原子力発電工作物） 〕</p> <p data-bbox="483 1241 943 1283">平成25年10月17日実施</p> <p data-bbox="483 1461 1012 1524">四国電力株式会社</p>	<p data-bbox="1596 548 2190 611">保 安 規 程</p> <p data-bbox="1448 674 2309 737">〔 電気事業用電気工作物（原子力発電工作物） 〕</p> <p data-bbox="1662 1241 2122 1283">平成27年 3月 1日実施</p> <p data-bbox="1662 1461 2190 1524">四国電力株式会社</p>	<p data-bbox="2516 1241 2709 1272">・ 施行日の変更</p>

保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]改定前後表

改定前			改定後			備考																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>選任事業場・設備</th> <th>職 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電気主任技術者</td> <td>発 電 所</td> <td>課長以上</td> </tr> <tr> <td>建 設 所 〔原子力発電所の工事のため の建設所〕</td> <td>所長，次長，課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ボイラー・タービン 主 任 技 術 者</td> <td>発 電 所</td> <td>課長以上</td> </tr> <tr> <td>建 設 所 〔原子力発電所の工事のため の建設所〕</td> <td>所長，次長，課長</td> </tr> </tbody> </table>			種 別	選任事業場・設備	職 位	電気主任技術者	発 電 所	課長以上	建 設 所 〔原子力発電所の工事のため の建設所〕	所長，次長，課長	ボイラー・タービン 主 任 技 術 者	発 電 所	課長以上	建 設 所 〔原子力発電所の工事のため の建設所〕	所長，次長，課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>選任事業場・設備</th> <th>職 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電気主任技術者</td> <td>発 電 所</td> <td rowspan="2">課長以上</td> </tr> <tr> <td>建 設 所 〔原子力発電所の工事のため の建設所〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ボイラー・タービン 主 任 技 術 者</td> <td>発 電 所</td> <td rowspan="2">課長以上</td> </tr> <tr> <td>建 設 所 〔原子力発電所の工事のため の建設所〕</td> </tr> </tbody> </table>			種 別	選任事業場・設備	職 位	電気主任技術者	発 電 所	課長以上	建 設 所 〔原子力発電所の工事のため の建設所〕	ボイラー・タービン 主 任 技 術 者	発 電 所	課長以上	建 設 所 〔原子力発電所の工事のため の建設所〕	<p>①独立行政法人 原子力安全基盤機構の解散 に関する法律 の施行に伴う 記載の適正化</p>
種 別	選任事業場・設備	職 位																												
電気主任技術者	発 電 所	課長以上																												
	建 設 所 〔原子力発電所の工事のため の建設所〕	所長，次長，課長																												
ボイラー・タービン 主 任 技 術 者	発 電 所	課長以上																												
	建 設 所 〔原子力発電所の工事のため の建設所〕	所長，次長，課長																												
種 別	選任事業場・設備	職 位																												
電気主任技術者	発 電 所	課長以上																												
	建 設 所 〔原子力発電所の工事のため の建設所〕																													
ボイラー・タービン 主 任 技 術 者	発 電 所	課長以上																												
	建 設 所 〔原子力発電所の工事のため の建設所〕																													
<p>3 核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という）第43条の3の26に定める発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という）については，原子炉等規制法第43条の3の24で定める伊方発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という）第8条に定めるところによる。以下，第8条，第9条及び第10条において同じ。</p> <p>（主任技術者の職務等）</p> <p>第7条 主任技術者は，関係法令及びこの規程を遵守し電気工作物の保安の監督を誠実にを行うため，次の各号に定める職務を責任もって遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の保安のための諸計画の立案にあたっては，必要に応じて関係責任者に対し指示，指導・助言を行う。</p> <p>(2) 電気工作物の保安上必要な場合には，関係責任者に対し指示，指導・助言を行う。</p> <p>(3) 関係法令で定められている電気工作物の溶接事業者検査及び定期事業者検査（以下あわせて「法定事業者検査」という）において，予め定めた区分に基づき検査の指導及び監督を行う。①</p> <p>(4) 所管官庁及び原子力安全基盤機構が関係法令に基づき行う立入検査には，原則として立会う。①</p> <p>(5) 所管官庁及び原子力安全基盤機構が関係法令に基づき行う使用前検査，定期検査には，予め定めた区分に基づき検査への立会又は検査記録の確認を行う。</p> <p>(6) その他保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 原子炉主任技術者の職務については，保安規定第9条に定めるところによる。</p> <p>（主任技術者不在時の措置）</p> <p>第8条 主任技術者がやむを得ない事情により不在となる場合等にその職務を代行する者（以下「代行者」という）をあらかじめ指名しておき，これにあたらせる。</p> <p>2 代行者は，主任技術者の不在時には，指示された主任技術者の職務を誠実に遂行する。</p>			<p>3 核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という）第43条の3の26に定める発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という）については，原子炉等規制法第43条の3の24で定める伊方発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という）第8条に定めるところによる。以下，第8条，第9条及び第10条において同じ。</p> <p>（主任技術者の職務等）</p> <p>第7条 主任技術者は，関係法令及びこの規程を遵守し電気工作物の保安の監督を誠実にを行うため，次の各号に定める職務を責任もって遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の保安のための諸計画の立案にあたっては，必要に応じて関係責任者に対し指示，指導・助言を行う。</p> <p>(2) 電気工作物の保安上必要な場合には，関係責任者に対し指示，指導・助言を行う。</p> <p>(3) 関係法令で定められている電気工作物の溶接事業者検査及び定期事業者検査（以下あわせて「法定事業者検査」という）において，予め定めた区分に基づき検査の指導及び監督を行う。</p> <p>(4) 所管官庁が関係法令に基づき行う立入検査には，原則として立会う。</p> <p>(5) 所管官庁が関係法令に基づき行う使用前検査，定期検査には，予め定めた区分に基づき検査への立会又は検査記録の確認を行う。</p> <p>(6) その他保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 原子炉主任技術者の職務については，保安規定第9条に定めるところによる。</p> <p>（主任技術者不在時の措置）</p> <p>第8条 主任技術者がやむを得ない事情により不在となる場合等にその職務を代行する者（以下「代行者」という）をあらかじめ指名しておき，これにあたらせる。</p> <p>2 代行者は，主任技術者の不在時には，指示された主任技術者の職務を誠実に遂行する。</p>																											
3			3																											

保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]改定前後表

改定前	改定後	備考
<p>(法定事業者検査の実施) 第13条 法定事業者検査においては、当該検査に係る責任者を明確にし、これら検査に必要な手順を確立、文書化し、維持し、主任技術者の指導、監督の下、別表第3に示す体制で、関係法令に従い、適切に当該検査を行い、その結果を第23条に基づき適正に記録・保存するとともに、所管官庁等の安全管理審査を受ける。 2 法定事業者検査における外部発注の際は、①仕様書等により外部発注範囲、試験・検査方法等を明確にし、適切に管理する。 なお、発電用電気工作物の場合は第22条に基づき適切に管理する。</p> <p>(巡視、点検及び検査の結果に対する措置) 第14条 電気工作物の巡視、点検及び検査において、技術基準に適合しない事項又は保安上改善を要する事項を発見した場合は、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに引き続き恒久的な対策を検討、実施する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 電気工作物の運転、操作</p> <p>(運転、操作の基本) 第15条 電気工作物の運転、操作を行うにあたっては、常時及び異常時の供給確保に万全を期することはもとより、保安確保上次の各号に定める事項に留意する。 (1) 電気工作物の運転、操作にあたっては、機器の性能及び取扱方法を熟知し安全を確認するなど適切な方法、手順により確実に行う。 (2) 変電所等と相互に関連する運転、操作を行う必要がある場合は、給電指令に基づいてこれを行う。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。</p> <p>(事故及び異常時の措置) 第16条 電気工作物に事故が発生した場合、又は発生の恐れがあると認めた場合は、直ちに関係箇所へその状況を報告するとともに、適切な措置を講ずる。 2 電気工作物に事故が発生した場合は、次の各号により処置する。 (1) 応急の処置を講じ、事故の拡大を防止するとともに、早期の復旧に努める。 (2) 可及的速やかに原因の調査、究明を行い再発防止に努める。</p> <p>(災害その他非常時の措置) 第17条 台風、洪水、高潮、地震、津波、豪雪、大火及び原子力災害等に対する電気工作物の保安の確保については、災害対策基本法第39条、<u>東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条</u>及び原子力災害対策特別措置法第7条の定めるところによる。 2 武力攻撃事態等に対する電気工作物の保安の確保については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第36条の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">5</p>	<p>(法定事業者検査の実施) 第13条 法定事業者検査においては、当該検査に係る責任者を明確にし、これら検査に必要な手順を確立、文書化し、維持し、主任技術者の指導、監督の下、別表第3に示す体制で、関係法令に従い、適切に当該検査を行い、その結果を第23条に基づき適正に記録・保存するとともに、所管官庁の安全管理審査を受ける。 2 法定事業者検査における外部発注の際は、①仕様書等により外部発注範囲、試験・検査方法等を明確にし、適切に管理する。 なお、発電用電気工作物の場合は第22条に基づき適切に管理する。</p> <p>(巡視、点検及び検査の結果に対する措置) 第14条 電気工作物の巡視、点検及び検査において、技術基準に適合しない事項又は保安上改善を要する事項を発見した場合は、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに引き続き恒久的な対策を検討、実施する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 電気工作物の運転、操作</p> <p>(運転、操作の基本) 第15条 電気工作物の運転、操作を行うにあたっては、常時及び異常時の供給確保に万全を期することはもとより、保安確保上次の各号に定める事項に留意する。 (1) 電気工作物の運転、操作にあたっては、機器の性能及び取扱方法を熟知し安全を確認するなど適切な方法、手順により確実に行う。 (2) 変電所等と相互に関連する運転、操作を行う必要がある場合は、給電指令に基づいてこれを行う。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。</p> <p>(事故及び異常時の措置) 第16条 電気工作物に事故が発生した場合、又は発生の恐れがあると認めた場合は、直ちに関係箇所へその状況を報告するとともに、適切な措置を講ずる。 2 電気工作物に事故が発生した場合は、次の各号により処置する。 (1) 応急の処置を講じ、事故の拡大を防止するとともに、早期の復旧に努める。 (2) 可及的速やかに原因の調査、究明を行い再発防止に努める。</p> <p>(災害その他非常時の措置) 第17条 台風、洪水、高潮、地震、津波、豪雪、大火及び原子力災害等に対する電気工作物の保安の確保については、災害対策基本法第39条、<u>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条</u>及び原子力災害対策特別措置法第7条の定めるところによる。 2 武力攻撃事態等に対する電気工作物の保安の確保については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第36条の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">5</p>	<p>①独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う記載の適正化</p> <p>②東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う記載の適正化</p>

保安規程[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]改定前後表

改定前	改定後	備考
<p>その2</p> <p>伊方発電所</p> <p>主任技術者 (電気) (ボイラー・タービン) (原子炉)</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質保証部 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証課 (品質保証活動の推進, 支援) 保安管理課 (保安検査対応) 定検検査課 (定期検査, 安全管理審査対応) 人材育成課 (教育訓練の全般管理) 文書・システム管理課 (資料センターの運営・管理, 業務システム管理) 安全管理部 <ul style="list-style-type: none"> 安全技術課 (原子力防災業務, トラブル対応, 社外関係機関対応) 放射線・化学管理課 (放射線管理, 放射性廃棄物管理, 化学管理, 個人放射線管理) 防災課 (初期消火活動のための体制の整備に関する業務) 工程管理課 (作業工程管理) 定検管理課 (定検工程管理) 発電部 <ul style="list-style-type: none"> 発電課 (発電施設の運転管理, 系統機能検査) 原子燃料課 (炉心管理, 原子燃料管理) 1・2号系統管理課 (1・2号機の系統管理) 3号系統管理課 (3号機の系統管理) 保守部 <ul style="list-style-type: none"> 保守統括課 (保守に関する統括業務) 機械計画第一課 (一次系機械設備の保守管理) 機械計画第二課 (二次系機械設備の保守管理) 電気計画課 (電気・計装設備の保守管理) ③ 設備改良工事課 (機械設備, 電気・計装設備に関する大型改良工事の計画・工事管理) ③ 土木建築部 <ul style="list-style-type: none"> 土木建築課 (土木・建築設備に関する保守管理) 耐震工事課 (土木・建築設備に関する耐震工事管理) <p>9</p>	<p>その2</p> <p>伊方発電所</p> <p>主任技術者 (電気) (ボイラー・タービン) (原子炉)</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質保証部 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証課 (品質保証活動の推進, 支援) 保安管理課 (保安検査対応) 定検検査課 (定期検査, 安全管理審査対応) 人材育成課 (教育訓練の全般管理) 文書・システム管理課 (資料センターの運営・管理, 業務システム管理) 安全管理部 <ul style="list-style-type: none"> 安全技術課 (原子力防災業務, トラブル対応, 社外関係機関対応) 放射線・化学管理課 (放射線管理, 放射性廃棄物管理, 化学管理, 個人放射線管理) 防災課 (初期消火活動のための体制の整備に関する業務) 工程管理課 (作業工程管理) 定検管理課 (定検工程管理) 発電部 <ul style="list-style-type: none"> 発電課 (発電施設の運転管理, 系統機能検査) 原子燃料課 (炉心管理, 原子燃料管理) 1・2号系統管理課 (1・2号機の系統管理) 3号系統管理課 (3号機の系統管理) 保守部 <ul style="list-style-type: none"> 保守統括課 (保守に関する統括業務) 機械計画第一課 (一次系機械設備の保守管理) 機械計画第二課 (二次系機械設備の保守管理) 電気計画課 (電気設備の保守管理) ③ 計装計画課 (計装設備の保守管理) ③ 設備改良工事課 (機械設備, 電気設備, 計装設備に関する大型改良工事の計画・工事管理) ③ 土木建築部 <ul style="list-style-type: none"> 土木建築課 (土木・建築設備に関する保守管理) 耐震工事課 (土木・建築設備に関する耐震工事管理) <p>9</p>	<p>③伊方発電所の組織整備に伴う保安に関する組織及び業務分掌の変更</p>